

## 第二次桶川市環境基本計画(案)に関する意見等の募集結果

1 実施期間：令和6年12月6日(金)から令和7年1月6日(金)まで

2 意見数：3名/51件

3 提出された意見等に対する市の考え方：以下のとおり

### 【募集結果一覧表】

| No. | ページ番号 | 章 | 項目 | 提出された意見等  | 提出された意見等に対する市の考え方  |
|-----|-------|---|----|---|--|
| 1   | 全体    |   |    | <p>二酸化炭素を過度に悪玉とする国のカーボンゼロ施策は間違えていると思います。国の方針とはいえ、日本がカーボンゼロを達成したとしても地球全体で0.06度しか気温が下がらないとされており、そのために何十兆も使うのは無駄です。</p> <p>特に太陽光発電の普及はやめていただきたいです。農地や緑地の環境を壊して生物多様性を破壊するばかりではなく、20年も経てばソーラーパネルは有害なゴミとなり、必ず環境を破壊する大問題となるでしょう。</p> <p>桶川市は太陽光発電の普及率が低く抑えられている。</p> <p>桶川市にはカーボンゼロではなく自然災害被害ゼロを目指すべき。</p> | <p>二酸化炭素の排出抑制につきましては、第2章に記載していますように、パリ協定などにより国際的な枠組みで取組を進めております。我が国においても国際社会の一員として温室効果ガス排出量を実質的にゼロとし脱炭素を目指すことを宣言しております。このような情勢の中、本市の計画におきましても脱炭素社会の構築をひとつの基本目標としております。本市といたしましては計画の考え方に則り対策を推進してまいります。</p> <p>太陽光発電につきましては第5章の59ページにありますように、農地や緑地などの環境を壊すのではなく、公共施設や個人住宅などにパネルを設置し自家消費型の太陽光発電を推進してまいります。また、耐用年数が経過後のパネルについては、埼玉県でもリユースやリサイクル等の検討を進めているところですので、有害なごみとならないように努めてまいります。</p> |
| 2   | 全体    |   |    | <p>地球温暖化は世界的な課題ですが、桶川市の地域特性に合った対策を明示してください。</p>   | <p>ご質問のとおり地球温暖化などの気候変動による影響は世界的な課題となっております。本市の地域特性にあった対策につきましては本計画の第5章に気候変動の緩和策を、第6章に気候変動の適応策を掲載させていただきました。</p>  |

## 第二次桶川市環境基本計画(案)に関する意見等の募集結果

| No. | ページ番号 | 章 | 項目 | 提出された意見等  | 提出された意見等に対する市の考え方   |
|-----|-------|---|----|---|---|
| 3   | 全体    |   |    | <p>全体として、具体性に乏しく、曖昧なものが多く、パブリック・コメント制度そのものを軽視しているとしか考えられない。従って、全面的に見直しをしていただきたい。緑のまちづくり計画は、環境基本計画の確定が前提である。しかし、緑まちのパブコメのスケジュールを見たら、基本計画の修正をする時間的余裕が全くない。意見を形式的に求めて、進めていく従来型のパターンになっていて、予算の無駄遣いである。計画は丁寧に時間をとって見直しをすることを求める。</p> | <p>環境基本計画は環境行政のマスタープランとして環境行政の目標や方向性を示すものです。これと関連する環境行政の一部である緑のまちづくり基本計画につきましては、並行して策定作業を進めています。緑のまちづくり基本計画のパブリックコメントが終了した後に、両計画を修正しながら整合性を図り策定していきます。</p>  |
| 4   | 全体    |   |    | <p>その前提として、前計画の検証をしっかりと行っていないのは大きな問題である。検証した上で、「前計画の実施状況」に明記すべきである。前計画も含めて、計画そのものがおざなりになっている結果、計画案との対比もせず、振り返りがされない状況では、市民は理解ができない。環境は、市民との協同が大前提のものであり、その意味で丁寧に検証と説明をすべきであることを忘れないでいただきたい。</p>                                 | <p>前計画の実施状況につきましては、施策や指標の結果をひとつひとつを記載する方法ではなく、全体的な実施状況をわかりやすい文章で記載しましたが、これ以降にも、前計画の実施状況に関するご意見を頂いておりますので、これらのご意見を踏まえ文章を改めます。</p>  |
| 5   | 全体    |   |    | <p>パブコメは、市民参画を求めるものではないか。その条件を整理して、見直しを求める。今後の市民との協同に大きく影響を与えるものであり、今後の協同作業が増えないことは、計画のずさんさを証明することになる。</p>  | <p>パブリック・コメント制度は、市の基本的な政策の意思決定過程において、事前にその案を公表し、市民から意見を募集した上で、それを政策の意思決定に反映させるとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続です。ご意見のとおり、この制度は市の政策形成過程における公正の確保および透明性の向上を図り、市民の皆さんの市政への参加を促進するものです。今回のパブリック・コメントで頂きましたご意見につきましては、計画に反映させていただいたり、今後の施策の参考とさせていただきますので、ご理解賜りたく存じます。</p> |

## 第二次桶川市環境基本計画(案)に関する意見等の募集結果

| No. | ページ番号 | 章   | 項目          | 提出された意見等   | 提出された意見等に対する市の考え方   |
|-----|-------|-----|-------------|--|---|
| 6   | 全体    |     |             | 同様の趣旨で、計画が市民に分かりやすくも、親しみやすいものになっていない。文章表現や抽象的表現には注意すべきである。コンサルに依存しすぎるのは、市や市政に愛着がないという表れでもある。   | 計画全般に平易な文言を使い、専門用語には注釈を加え、図やグラフ、写真などを載せて、なるべく分かりやすい表現となるように努めました。頂きましたご意見を踏まえ、第6章の後に資料編として用語解説やその他参考資料を追加させていただきます。                 |
| 7   | 全体    |     |             | 都市計画マスタープランは市民に分かりやすく具体的な表現になっていて、市民との協同が具体的である。環境基本計画の方が後退している。マスタープラン「地域の緑地資源の整備と管理」では、荒川太郎右衛門自然再生事業の推進や、荒川沿いや江川沿いの緑の地域制緑地の指定の検討などに触れているが、当該計画案は抽象的過ぎである。マスタープランと整合性の取れた計画にしていきたい。 | 環境基本計画は環境行政のマスタープランとして環境行政の目標や方向性を示すものです。ご意見にあります緑に関連する事項につきましては、都市計画マスタープランとも関連のある緑のまちづくり基本計画と整合性を図っております。                         |
| 8   | P.5   | 第2章 | 1(1) 国際的な情勢 | 国際的な情勢とあるが、国際的の表現は、主に国家間や社会的関係を指す場合が多く、地球環境問題などは違和感がある。「世界の情勢」などに変える。  | 5ページの文言の表記については、ご意見を踏まえ、「国際的な情勢」を「世界の情勢」に改めます。  |
| 9   | P.5   | 第2章 | 1(1) ②気候変動  | 「農産物の品質の低下」とあるが、品質と言った場合、カテゴリーは狭くなる。「農産物への悪影響」などの方が自然。   | ここでは、農産物への悪影響という広い範囲ではなく、市民の方が見たときに分かりやすいように具体的な影響を示しておりますが、以下のとおり文章を改めます。<br>「近年の平均気温の上昇や大雨の頻度の増加により、農産物の品質低下、災害の増加、熱中症リスクの増加など、～」 |
| 10  | P.5   | 第2章 | 1(1) ②気候変動  | 「気候変動問題は、人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われています。」とあるが、「気候危機は、人類が・・・気候変動問題です。」と、逆なのではないか。   | 「(1) 国際的な情勢」の中の「②気候変動」の説明でありますことから、気候変動問題を主語にしております。  |

## 第二次桶川市環境基本計画(案)に関する意見等の募集結果

| No. | ページ番号 | 章   | 項目                          | 提出された意見等   | 提出された意見等に対する市の考え方   |
|-----|-------|-----|-----------------------------|--|---|
| 11  | P.6   | 第2章 | 1(1)③生物多様性・ネイチャーポジティブ(自然再興) | ビジョン達成のための土台である自然資本の安定性を生物多様性の損失と気候危機という二つの危機が揺るがしています。…意味不明   | 2つのご意見を踏まえ6ページ5行目以降を以下のとおり改めます。<br>「この枠組みは、2050年のビジョンとゴール、2030年のミッションとターゲットで構成されています。2050年ビジョンは前身の愛知目標を引き継ぎ「自然と共生する世界」を掲げています。2050年ゴールでは、「生物多様性が持続可能に利用され、自然の寄与が評価・維持・強化される」ことなど4つのゴールを掲げました。そして2030年ミッションは、「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること。」とあるが、「ために」が3か所あり、国語としては意味不明。直訳を計画に乗せるなど、論外。市民がわかる表現と説明にする。  |
| 12  | P.6   | 第2章 | 1(1)③生物多様性・ネイチャーポジティブ(自然再興) | ネイチャーポジティブ(自然再興)の説明で、「同枠組では2030年ミッションとして、「必要な実施手段を提供しつつ、生物多様性を保全するとともに持続可能な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること。」とあるが、「ために」が3か所あり、国語としては意味不明。直訳を計画に乗せるなど、論外。市民がわかる表現と説明にする。 | 2つのご意見を踏まえ6ページ5行目以降を以下のとおり改めます。<br>「この枠組みは、2050年のビジョンとゴール、2030年のミッションとターゲットで構成されています。2050年ビジョンは前身の愛知目標を引き継ぎ「自然と共生する世界」を掲げています。2050年ゴールでは、「生物多様性が持続可能に利用され、自然の寄与が評価・維持・強化される」ことなど4つのゴールを掲げました。そして2030年ミッションは、「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること」とし、ネイチャーポジティブ(自然再興)を掲げました。2030年ターゲットでは、「生物多様性の脅威を減らすこと」「持続可能な利用と利益配分を通じて人々のニーズを満たすこと」「実施と主流化のためのツールと解決策」の3分野に分け「陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECMにより保全(30by30目標)」などの23の目標を設定しました。」 |
| 13  | P.11  | 第2章 | 2(3)土地利用(地目)                | (3)土地利用(地目)は、何のために説明しているのか、視点が見えない。環境の視点からは、田、畑、山林、原野などの減少率を説明するのならわかるが、単に原野の減少のみクローズアップする意味が分からない。単純に統計を客観的に書くのなら、正確に、環境の視点から描くのであれば一貫性を持たせるべき。   | ご意見を踏まえ以下のとおり改めます。<br>「本市の最新の統計では、令和4年(2022年)の地目別土地利用の面積割合は、最も多い宅地が31.5%、次にその他28.9%、畑23.2%の順となっています。平成24年(2012年)も令和4年(2022年)とほぼ同様の構成割合となっています。自然環境における緑としての田、畑、山林、原野の割合については、平成24年(2012年)は34.8%、令和4年(2022年)は31.4%となっており10年間で構成割合が3.4ポイント減少しました。   |

## 第二次桶川市環境基本計画(案)に関する意見等の募集結果

| No. | ページ番号 | 章   | 項目         | 提出された意見等  | 提出された意見等に対する市の考え方   |
|-----|-------|-----|------------|---|---|
| 14  | P.14  | 第2章 | 3 前計画の実施状況 | 実施状況と前計画と対応していない部分がある。少なくとも、前計画は、こうなっていて、それが現在どのように達成されたかをきちんと報告すべきである。   | 前計画の実施状況につきましては、施策や指標の結果をひとつひとつを表記する方法ではなく、全体的な実施状況をわかりやすい文章で記載しましたが、これ以降にも、前計画の実施状況に関するご意見を頂いておりますので、これらのご意見を踏まえ文章を改めます。   |
| 15  | P.14  | 第2章 | 3 前計画の実施状況 | 前計画で、施策の方向とあるものが、「できました」となっているのは、正確ではない。  | 前計画の方針と施策の方向性で分類し、実施状況を記載しておりますので、ご理解賜りたく存じます。  |
| 16  | P.14  | 第2章 | 3 前計画の実施状況 | 指標についても、どの程度達成できたのかを記述すべきである。   | 前計画の実施状況につきましては、施策や指標の結果をひとつひとつを表記する方法ではなく、全体的な実施状況をわかりやすい文章で記載しましたが、これ以降にも、前計画の実施状況に関するご意見を頂いておりますので、これらのご意見を踏まえ文章を改めます。   |
| 17  | P.14  | 第2章 | 3(2)自然環境   | 「緑の豊かさなどの自然環境については、市民が満足する割合を増やすことができました。」とあるが、虚偽に近い。どの程度増やしたのか、はっきりさせていただきたい。現状では、区画整理事業によって緑地は減少しているし、田、畑も減少している。それにも拘わらず、増えたとする根拠は何か。市民がこの計画を信用するかが問われている。 | 15ページに掲載しているアンケート調査結果によると「みどりの豊かさ等の自然環境」に満足している市民の割合は、平成21年度の33%に対し、令和6年度は66%で、33ポイント上昇しています。近年では緑は減少傾向にありますが、ここでは市民が満足する割合が増えたことを示しています。<br>ご意見を踏まえ以下のとおり改めます。<br>「・緑の豊かさなどの自然環境については、満足している市民の割合は、平成21年度（2009年度）の33%に対し、令和6年度（2024年度）は66%で、33ポイント増加することができました。」 |

## 第二次桶川市環境基本計画(案)に関する意見等の募集結果

| No. | ページ番号 | 章   | 項目       | 提出された意見等  | 提出された意見等に対する市の考え方  |
|-----|-------|-----|----------|---|--|
| 18  | P.14  | 第2章 | 3(2)自然環境 | 「川などの水辺と親しめる環境については、市民が満足する割合を増やすことができました。」も虚偽に近い。市民が満足する割合とは、いくつか、それがどの程度増えたのか、明確にすべき。   | 15ページに掲載しているアンケート調査結果によると「川などの水辺と親しめる環境」に満足している市民の割合は、平成21年度の9%に対し、令和6年度は33%で、24ポイント上昇しています。<br>ご意見を踏まえ以下のとおり改めます。<br>「・川などの水辺と親しめる環境については、満足している市民の割合が、平成21年度（2009年度）の9%に対し、令和6年度（2024年度）は33%で、24ポイント増加することができました。」 |
| 19  | P.14  | 第2章 | 3(2)自然環境 | 「市民緑地の契約面積については、基準年度である平成22年度と比較すると、増加することができました。」も同様、基準の2010年度と、現状の数値を表した記述とすべき。   | ご意見を踏まえ以下のとおり改めます。<br>「・市民緑地の契約面積については、平成22年度（2010年度）の14,227㎡に対し、令和6年度（2024年度）は17,256㎡で、3,029㎡増加することができました。」   |
| 20  | P.14  | 第2章 | 3(2)自然環境 | 2012年の計画より後退している。自然環境については、里山の自然の計画的保全、生物多様性の保全のための生態系の把握、市街化調整区域の優良農地や農家集落や屋敷林や水辺の農業風景の保全と活用、景観によるまちづくりの取り組みが掲げられているが、これらの取り組みや達成状況の報告は全くない。わずかに最低限度の法的義務付けのある取り組みを行ったものだけの記述はあまりにもお粗末すぎる。できなかったもの、取り組みが不十分ななどを明確にすべき。 | ご意見のとおり前計画の取組や達成状況を把握することは大切なことと認識しております。ここでは、前計画の実施状況を掲載しておりますが、前計画の実施状況を踏まえ、18ページに今後の課題を掲載させていただきました。ご理解賜ればと存じます。  |

## 第二次桶川市環境基本計画(案)に関する意見等の募集結果

| No. | ページ番号 | 章   | 項目           | 提出された意見等  | 提出された意見等に対する市の考え方  |
|-----|-------|-----|--------------|---|--|
| 21  | P.14  | 第2章 | 3(3)廃棄物・環境衛生 | ごみ処理体制の確立、4R実践の促進、不法投棄の防止、地域協働の取り組みの促進、などが十分でないにも関わらず、何も実施状況として触れていないのは、計画の継続性を損ねている。 | ご意見を踏まえ以下の文章を追加します。<br>「・ごみ処理体制については、川島町と1市1町によるごみ処理の広域化を推進しました。令和7年(2025年)4月1日には、川島桶川資源循環組合を設立します。」<br>「・4Rの実践については、広報やイベント等を通じて、啓発活動を行うことができました。」<br>「・不法投棄の防止については、啓発看板の配布や設置をしました。また、国や県と共同して不法投棄物の一斉撤去などに取り組むことができました。」<br>「・地域協働の取組については、自治会と協働してクリーンおけがわ(公共施設等の清掃活動)に取り組むことができました。」   |
| 22  | P.14  | 第2章 | 3(3)廃棄物・環境衛生 | 少なくとも、前計画では、2015までの目標値を設定したのもあり、資源化率、ごみ排出量(ゴミ処理器保管計画との整合性も含め)などの達成状況を明確にすべきである。       | ご意見を踏まえ以下のとおり改めます。<br>「・環境省が実施した一般廃棄物処理事業実態調査(令和4年度実績)によると、市民1人1日当たりのごみ排出量については、平成22年度(2010年度)の785gに対し、令和4年度(2022年度)は689gで96g削減ができました。」<br>「・環境省が実施した一般廃棄物処理事業実態調査(令和4年度実績)によると、事業系ごみ排出量については、平成22年度(2010年度)が4,265t/年に対し、令和4年度(2022年度)は2,750t/年で、1,515t/年の削減ができました。」<br>「・環境省が実施した一般廃棄物処理事業実態調査(令和4年度実績)によると、ごみの資源化率については、平成22年度(2010年度)の31.2%に対し、令和4年度(2022年度)は39.7%で、8.5ポイント増加することができました。」 |

## 第二次桶川市環境基本計画(案)に関する意見等の募集結果

| No. | ページ番号 | 章   | 項目         | 提出された意見等   | 提出された意見等に対する市の考え方   |
|-----|-------|-----|------------|--|---|
| 23  | P.14  | 第2章 | 3(4)地球環境   | (4)地球環境で、「基準年度である平成22年度」となっている。誤植。   | 2つのご意見を踏まえ以下のとおり改めます。<br>「・住宅用新・省エネルギー機器設置費補助金については、平成23年度(2011年度)の太陽光発電システム及び高効率給湯器の補助基数が122基に対し、令和6年度(2024年度)は214基で、92基増加することができました。」 |
| 24  | P.14  | 第2章 | 3(4)地球環境   | 「太陽光発電システムや高効率給湯器の補助件数を増加することができました。」とあるが、どの程度増加したのかを記述すべき。行政計画で子ども騙しのような書き方は市民を軽視している。  |   |
| 25  | P.18  | 第2章 | 5①生活環境     | 生活環境に、「開発時は桶川市緑地指導基準に則った緑地化の推進や緑地の維持と啓発を行っていく必要があります。」を入れる。開発時のみ植樹し、伐採や不十分な管理で、喪失している住宅や工場が見受けられ、市の政策の形骸化が見られる。                                    | 開発の際には、桶川市開発行為等に関する指導要綱や桶川市緑地指導基準に則り、緑地整備の推進や整備後の維持管理について指導しているところですが、頂きましたご意見につきましては今後の参考とさせていただきます。                                   |
| 26  | P.18  | 第2章 | 5②自然環境     | 自然環境では、自然環境の保全の前に、「市内の植生や動植物の自然環境や生態系の調査を計画的に行う」を入れる。市に愛着が持てない理由の一つに、市内の環境を把握せず、桶川市の自然環境の特徴を知らない市民が圧倒的に多い。当市は、自然環境を粗末にしすぎる。基本計画にその姿勢をはっきりしていただきたい。 | この項目では、「本市の自然資本を形成する緑や水辺、生物多様性などの自然環境の適切な保全・活用を図っていく必要があります。」と、課題を示しております。この課題を踏まえて、34ページに基本施策として自然環境や自然生態系等の保全の取り組みについて、記載しております。      |
| 27  | P.18  | 第2章 | 5③廃棄物・環境衛生 | 廃棄物・環境衛生では、「4Rの更なる普及」ではなく、「4Rの拡大」とすべき。本市はペットボトルの再資源化の取り組みも消極的であり、自治体として遅れている。  | 本市は平成8年の「桶川市ゴミ10カ条宣言」に基づき、これまで4Rの推進に取り組んできました。ペットボトルの再資源化についても、容器包装リサイクル法に基づき使用済みペットボトルを再びペットボトルにする取り組みを実施し4Rを推進しております。                 |
| 28  | P.18  | 第2章 | 5③廃棄物・環境衛生 | 資源循環型社会の実現に向けて、広域によるごみ処理施設について、「環境に配慮した施設整備」とあるが、ゼロカーボンに近づく施設整備」に変えるべき。温暖化はますます深刻で、従来型の燃焼効率だけを考えている時代ではない。   | 広域によるごみ処理施設整備については、川島町と1市1町で進めているところですが、令和6年5月に策定しました新ごみ処理施設整備基本構想との整合性を図り、「環境に配慮した施設整備」と表現しております。                                      |

## 第二次桶川市環境基本計画(案)に関する意見等の募集結果

| No. | ページ番号 | 章   | 項目                            | 提出された意見等   | 提出された意見等に対する市の考え方   |
|-----|-------|-----|-------------------------------|--|---|
| 29  | P.19  | 第3章 | 1 環境像                         | 「環境にやさしく」では生ぬるいし、ということなのか不明である。温暖化対策は待ったなしで、今後も気候変動はますます深刻となる。環境にやさしいだけでは、環境政策を理解していない。市民との危機感を共有するため、「地球環境を守り」に変えるべき。下の囲み文章との整合性、生物多様性国家戦略、県戦略の整合性を考えるべき。また、4つの基本目標からすると、環境にやさしくというイメージにつながらない。 | 上位計画である桶川市第六次総合計画との整合性を図り、当市の環境・みどりに関する分野のまちづくりの方向性である「環境にやさしく みどりと調和した 桶川」を本計画が目指す環境像として定めております。   |
| 30  | P.23  | 第3章 | 2 基本目標<br>基本目標4 自然共生<br>社会の構築 | 「生態系が保存されている」は意味不明。保全か。また、生態系の保全・生物多様性は、レクリエーション機能とは合致しない。   | 河川沿いなどの豊かな緑は、散策等のレクリエーション機能や高水敷による保水機能等を持っています。そのため、レクリエーション機能が生態系の保全や生物多様性と合致するものとして示してはおりません。また、生態系等は植物、動物などの生物とそれらを取り巻く大気・水・土などの無機質な環境を統合したものであり、生態系はそのままの状態を保つだけでなく、守り維持していく必要があると考えられることから、頂きましたご意見を踏まえ、「保存」から「保全」に改めます。 |
| 31  | P.23  | 第4章 | 2 基本目標<br>基本目標4 自然共生<br>社会の構築 | 「近年では、宅地開発や農業従事者の減少などにより、緑は減少傾向にあります」とあるが、3前計画の実施状況と矛盾している。3で述べたように実施状況を変えるべき。   | No.17でお答えしたとおり、近年では緑は減少傾向にありますが、前計画の実施状況では、緑の豊かさなどの自然環境について市民が満足する割合が増えたことを示しています。  |
| 32  | P.23  | 第4章 | 2 基本目標<br>基本目標4 自然共生<br>社会の構築 | 写真、城山公園の大池は、自然環境なのか。由来の説明を求める。太郎衛門自然再生地に変えたらいかがか。  | 城山公園は緑あふれる市内随一の都市公園で、公園内にある大池は水辺や樹木などの緑に囲まれおり、自然共生社会の構築を市民がイメージできる写真として掲載しています。   |
| 33  | P.26  | 第4章 | 基本目標1<br>基本施策2 気候変動適<br>応策の推進 | 農業への影響の軽減とは何か、意味不明。農業者がわかる表現にすべき。  | ここでは気候変動適応計画における施策体系の表を掲載しております。その表の中で、農業分野における施策のタイトルとして示したものです。内容については76ページに記載しています。  |

## 第二次桶川市環境基本計画(案)に関する意見等の募集結果

| No. | ページ番号 | 章   | 項目  | 提出された意見等  | 提出された意見等に対する市の考え方  |
|-----|-------|-----|---|---|--|
| 34  | P.26  | 第4章 | 基本目標1<br>基本施策2 気候変動適<br>応策の推進                         | 健康被害の防止は不明。少なくとも誰がどういう施策にするのかがわかるようにすべき。  | ここでは気候変動適応計画における施策体系の表を掲載しております。その表の中で、健康分野における施策のタイトルとして示したものです。内容については77ページに記載しています。   |
| 35  | P.28  | 第4章 | 基本目標2<br>基本施策1<br>(4)リサイクル(資源)<br>の推進                 | リサイクル(資源化)の推進に、「ごみステーションの設置に取り組みます」を入れる。市民、事業者への取り組みや責任を明記する一方で、その前提となる市の取り組みがなければ、計画の実効性は乏しい、形だけとなる。多くの自治体で取り組んでいるのに、当市は遅れている。             | リサイクル(資源化)の推進につきましては、市の取組として資源物拠点回収や有機ごみの資源化などを掲載しております。現在では、資源物拠点回収については、市内8か所の公共施設に使用済小型家電や水銀使用廃製品等、5か所に紙パック、3か所にインクカートリッジの回収ボックスを設置し、リサイクル(資源化)の推進に取り組んでおります。             |
| 36  | P.29  | 第4章 | 基本目標2<br>基本施策2<br>(2)環境センターの維持<br>管理                  | (2)環境センターの維持管理では、広域ごみ処理施設ができるまでの間は、リサイクル、粗大ごみの施設を維持するとのあるが、(1)広域ごみ処理施設の整備の中に、これらがどのようになるのか、書かれず、曖昧なものになっている。市民に対して、不誠実な記述ではなく、方針を明確にすべきである。 | 令和6年5月に策定しました新ごみ処理施設整備基本構想で整備対象施設が示されていることから、頂きましたご意見を踏まえ(1)広域ごみ処理施設の整備に、以下のとおり追加いたします。<br>「・広域ごみ処理施設として、エネルギー回収型廃棄物処理施設(可燃ごみ処理施設)及びマテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ処理施設、リサイクル施設)を整備します。」 |
| 37  | P.29  | 第4章 | 基本目標2<br>基本施策2<br>(2)環境センターの維持<br>管理                  | 環境センターをどうするか、何年程度維持するのか。解体はどうするのか、明確にすべきである。膨大な解体費用と、施設の活用などの方針を記すべきである。計画期間の10年間は方針がないなら、その理由、課題を明記すべき。                                    | 新ごみ処理施設整備基本構想では、現在の環境センターの運営期間は、広域ごみ処理施設ができるまでの間とされていますが、予定では令和14年度までとしております。また、(2)は現在の環境センターの維持管理に関することを述べておりますことから、解体や跡地利用については掲載しておりませんので、ご理解いただきたく存じます。                  |
| 38  | P.31  | 第4章 | 基本目標3<br>基本施策1<br>(2)①原子力発電所事故<br>による放射線量の監視<br>と情報提供 | 東日本大震災の原子力発電所事故の次に、「 <u>解体作業や処理による</u> 」放射線量について、を入れる。今後事故後の処理が行われる場合のリスクも市民にとって重要である。  | 解体作業や処理による放射線量については、国の原子力規制委員会が情報収集しHPで公開しておりますことから、ご意見を踏まえ、以下のとおり改めます。<br>「原子力発電所事故による放射線量と解体作業や処理による放射線量については、～」   |

## 第二次桶川市環境基本計画(案)に関する意見等の募集結果

| No. | ページ番号 | 章   | 項目                                    | 提出された意見等   | 提出された意見等に対する市の考え方  |
|-----|-------|-----|---------------------------------------|--|--|
| 39  | P.31  | 第4章 | 基本目標3<br>基本施策1<br>(2)②有害物質及びアスベスト対策   | アスベスト（石綿）の状況の把握・監視に努めます。とあるが、把握と安全策の徹底、除去の際の監視に努めます、に変える。最近でも、公共施設や大型施設の解体などにおいて、アスベストの飛散や被爆例が後を絶たないことを踏まえ、慎重な取り組みにするため。                     | アスベストは、大気汚染防止法等の権限に基づき埼玉県が解体工事時などにおける安全策の徹底や除去の際の監視、指導などの対策を行っております。また、本市における公共施設での解体につきましては、法に則り適切に対応します。   |
| 40  | P.32  | 第4章 | 基本目標3<br>基本施策2<br>(2)①不法投棄・ごみのポイ捨ての防止 | 不法投棄やごみのポイ捨て防止に関する情報を発信し、普及啓発に努めます、とあるが、情報発信の意味が不明で、啓発だけでは不法投棄防止につながらない。市民がわからない表現は、市のやる気のなさが透けて見える。不法投棄をどうするのか、ポイ捨て防止に関する情報とは何か、わかりやすく記述する。 | この項目では、不法投棄・ごみのポイ捨て防止を防止するための施策の方向性を示しております。そのため、このような方向性に基づき、様々な身近な生活環境の対策を実施・検討することができるような記載としております。   |
| 41  | P.32  | 第4章 | 基本目標3<br>基本施策2<br>(2)②衛生的で快適な生活環境の確保  | 路上喫煙禁止に関する情報を発信し、普及啓発に努めます、も同様で、防止区域の看板を増やし、禁止区域の徹底。するなど、わかりやすくすべき。  | この項目では、路上喫煙の防止をするための施策の方向性を示しております。そのため、このような方向性に基づき、様々な身近な生活環境の対策を実施・検討することができるような記載としております。  |
| 42  | P.32  | 第4章 | 基本目標3<br>基本施策2<br>(2)④空き地・空き家の適正な管理   | 空き地・空き家に関する情報を発信し、とあるが、どこに空き地や空き家があるという情報なのか。防犯や個人情報の観点から慎重にすべきであり、削除か、表現を変える。   | ここで記載しているのは、空き地や空き家に関する情報を発信するものであり、個人の情報を発信するものではございませんが、頂きましたご意見を踏まえ、以下のとおり改めます。<br>「・空き地・空き家の適正な管理に関する情報を発信し～」  |
| 43  | P.32  | 第4章 | 基本目標3<br>基本施策2<br>(2)⑤動物愛護・ペットの適正な飼育  | 動物愛護・ペットの適正な飼育、では、地域猫や保護猫などや飼い主のいない猫への不妊手術への助成などの制度を検討するなど、現状より前向きな姿勢を示すべき。  | 動物愛護・ペットの適正な飼育では、犬・猫の殺処分をなくすことや不幸な猫の増加が発生しないよう、飼い主の責務として、終生飼養し、不妊・去勢手術の実施の検討、野良猫への無責任な餌やりの抑止などの啓発活動に取り組んでおります。地域猫や飼い主のいない猫の対応については、課題があることや地域住民の方々のご理解が必要なことなどから、頂きましたご意見につきましては今後の参考とさせていただきます。 |

## 第二次桶川市環境基本計画(案)に関する意見等の募集結果

| No. | ページ番号 | 章   | 項目                             | 提出された意見等   | 提出された意見等に対する市の考え方  |
|-----|-------|-----|--------------------------------|--|--|
| 44  | P.34  | 第4章 | 基本目標4<br>基本施策1<br>(1)自然生態系等の保全 | 自然生態系等の保全で、赤堀川や江川沿いなどの多様な動植物の生息域になっている緑の保全とあるが、実態の把握がしていない。「多様な動植物の生息調査を継続的に実施し」を入れる。前述したように、市民は、おけがわの特徴や良さを知らない。情報の発信以前に市がまず把握をすべきである。または、基本施策2 身近な自然環境の保全に、自然環境の把握に取り組み、継続的調査を実施します、と入れる。自然環境調査をしていない自治体は珍しく、市民に環境問題に取り組む第一歩は身近な自然の情報である。また、学校教育でも環境教育が不足している。 | 調査をし現状を把握することは有意義なことと認識しておりますが、ここでは施策の大きな方向性を示しております。また、学校教育においては、国が示す学習指導要領に基づき、学校が教育課程を編成します。それに基づく環境教育全体計画などを策定し、計画に則した内容で総合的な学習や清掃活動、緑化活動、環境に関する掲示など様々な環境教育に年間を通して取り組んでいます。                    |
| 45  | P.34  | 第4章 | 基本目標4<br>基本施策2 身近な自然環境の保全      | 人口減少や高齢化が進むなか、自然環境をどのように保全していくのか対策を明示してください。   | 本計画においては、自然共生社会の構築を基本目標のひとつとし、第4章34ページ以降には目標を達成するための基本施策として「身近な自然環境の保全」を掲げております。その中でボランティア団体との連携が謳われていますが、このようなボランティア団体、また、民間企業やNPO団体などとの官民連携などが対策として期待されるところです。                                   |
| 46  | P.34  | 第4章 | 基本目標4<br>基本施策2(1)緑の保全と活用       | 保存樹林・保存樹木の指定に努めますとあるが、最近指定樹木の解除もあり、「指定とともに保全」に努めますと入れる。  | 保存樹木・保存樹林については、解除となる場合がありますが、解除の申し出があった場合は、土地所有者と話し合いを行い、継続するよう努めております。また、本市では、保存樹林や保存樹木を指定することによる奨励金の交付など土地所有者を支援することにより、緑の保全を図っていることから、頂きましたご意見を踏まえ以下のとおり改めます。<br>「・緑を保全するため、保存樹林・保存樹木の指定に努めます。」 |

## 第二次桶川市環境基本計画(案)に関する意見等の募集結果

| No. | ページ番号 | 章   | 項目                                 | 提出された意見等  | 提出された意見等に対する市の考え方  |
|-----|-------|-----|------------------------------------|---|--|
| 47  | P.35  | 第4章 | 基本目標4 自然共生社会の構築                    | 川田谷こどもの森市民緑地が写真にあるが、計画期間、維持の可能性はあるのか。   | 川田谷こどもの森市民緑地は、三者の地権者と協定を結んでおり、契約期間は異なっております。契約期間が令和21年度までのものや、令和12年度までのものなどがございます。本市としましては、継続して保全に努め、契約期間満了後も契約を継続できるよう努めてまいります。   |
| 48  | P.35  | 第4章 | 基本目標4<br>自然共生社会の構築に向けた市民・事業者の取組の方向 | 市民・事業者の取り組みばかり書かれても、市の責務がなければ効果はない。   | 自然共生社会の構築に向けた市民・事業者の取組の方向性では、市民・事業者が取り組むべきものとして、分かりやすく記載しております。また、市の責務については、基本施策の中で示しております。  |
| 49  | P56   | 第5章 | 4(2)温室効果ガス排出量の部門・分野別削減量            | 温室効果ガス排出量の部門・分野別削減量が資料で示されているが、現状値が不明で在り、今後の取り組みが明確になっていない。つまり、2013年と比較し、すでに12年経過し、達成度がどのくらいになっていて、残り5年をどのように実践していくかが全く分からない。市民をだますような計画にしないで、実際の行動が伴う計画にいただきたい。ごみの減量化・資源化に書かれている取り組みも、意味をなさない。 | 実行計画策定マニュアルに基づき、埼玉県が活動量等を基に算出し公表している、県内の各自治体における温室効果ガス排出量をもとに、表を作成しております。現状値については、54ページの表において示しております。公表されている最新データが令和3年度であることから、令和3年度を現状年度としています。今後の取組については59ページ以降の施策の展開で示しております。2013年と比較した達成度については、第5章の桶川市地球温暖化対策実行計画は今回新たに策定する計画であり、前計画が無いことから達成度はありません。残り5年をどのように実践していくかについては、55ページに記載してありますように、国が2050年カーボンニュートラルを実現するための中間目標として、2030年までに46%の削減目標としていることから、本市においても、ご意見にある残りの5年、2030年度に46%の削減を目標とし、令和7年度から令和12年度の間、59ページ以降に記載した施策を展開していきます。 |

## 第二次桶川市環境基本計画(案)に関する意見等の募集結果

| No. | ページ番号 | 章   | 項目                 | 提出された意見等  | 提出された意見等に対する市の考え方  |
|-----|-------|-----|--------------------|---|--|
| 50  | P.59  | 第5章 | 5(3)1 再生可能エネルギーの創出 | 再生可能エネルギーの地産地消の考えを明示してください。   | 太陽光や水力、風力などの温室効果ガスを排出せず生産ができる再生可能エネルギーを地域で生産し地域で消費するいわゆるエネルギーの地産地消につきましては、第5章59ページにありますように、公共施設や住宅などで太陽光発電システムや蓄電池を導入することで、自ら再生可能エネルギーを創出し自ら消費する自家消費型の太陽光発電システムの導入などが、本市における地域資源などを含めた地域特性を勘案しますと考えられるところです。     |
| 51  | P.63  | 第5章 | 6 計画の推進・進行管理       | 計画の推進・進行管理。<br>前述(No.49)のように、多くの施策や取り組みが抽象的表現になっている結果、推進も進行管理も「見える化」ができない。従って、絵にかいた餅でしかなく、市や市民、事業者の取り組みもどのように行ってよいのか、わからないので、実行不可能である。計画の意味がない。 | 目標年度の2030年度における温室効果ガス排出量削減目標である46%の削減について、施策の方向性を示しており、基本目標である脱炭素・気候変動適応型社会に向かって対策の推進を図ることで、目標の達成を目指しております。また、市の責務については、基本施策の施策の展開の中で示しており、市民・事業者の取組については、63ページに図で示しているとおおり、市民・事業者が取り組むべきこととして、分かりやすく個別に示しております。 |